

取扱区分：「公開」

令和5年第4回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年4月10日（月）10時00分

於：周南市役所 委員会室2

# 令和5年第4回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年4月10日(月) 午前10時19分～午前10時45分

2 場所 周南市役所 委員会室2

3 出席者等

(1) 出席委員 16人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第5番	白 石 純 治	第7番	田 中 榮 作
第8番	歳 光 時 正	第9番	野 村 邦 幸
第10番	林 俊 一	第12番	弘 中 壽
第13番	藤 井 孝	第14番	藤 原 典 子
第15番	松 田 孝 行	第16番	山 崎 光 夫
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 2人

第6番	高 橋 恵	第11番	原 田 雅 之
-----	-------	------	---------

(3) 事務局職員 4人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	神 本 和 典	書 記	足 達 剛 志

(4) 関係部署職員 4人

産業振興部	次長	荒 美 雅 丈	
産業振興部農林課	課長	六 郎 万 淳 一	
産業振興部農林課	課長補佐 (農林整備担当)	吉 武 克 治	
産業振興部農林課	森林・有害鳥獣対策室長	林 宏 至	

(5) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議決事項

議案第18号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第19号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第20号	令和5年度最適化活動の目標の設定等について	1件
議案第21号	周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について	1件
議案第22号	周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について	1件
議案第23号	令和5年度周南市農業委員会事業計画の策定について	1件

##### 第3 報告事項

報告第16号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	8件
報告第17号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第18号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第19号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	6件
報告第20号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	20件
報告第21号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	2件
報告第22号	農地改良の届出について	1件
報告第23号	現況が農地でないことの証明等について	5件
報告第24号	令和5年度の周南市農業委員会の予算について	1件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、4月1日付けの人事異動について、ご報告いたします。

**【人事異動報告】**

職員2名

**【挨拶】**

中山事務局長

次に、農林課の職員をご紹介します。

初めに、荒美産業振興部次長より、ご挨拶いただきます。

荒美次長

**【挨拶】**

中山事務局長

ありがとうございました。

荒美次長は、ここで退席となります。

引き続き、六郎万農林課長より、農林課職員の紹介と令和5年度の農林課予算の概要につきまして、ご説明いただきます。

六郎万農林課長

**【挨拶・職員紹介】**

職員2名

**【挨拶】**

六郎万農林課長

**【令和5年度農林課予算の概要の説明】**

中山事務局長

ありがとうございました。

農林課の職員は、ここで退席となります。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中16人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第6番・高橋恵委員、第11番・原田雅之委員の2名で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろし

くお願いします。

それでは、議長よろしくお願いします。

開会（午前10時19分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和5年第4回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第1番秋貞啓子委員、第13番藤井孝委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページの議案第18号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が671平方メートルの農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は遠隔地に居住しているため譲り渡すものです。

譲受人は、農業をしたいため農地を取得するものです。

また、譲受人は該当農地に隣接する住宅を既に購入しており、休暇を利用して家族とともに作業をするとのこと。

農地法の改正により本年4月1日から下限面積要件は撤廃され、改正後の農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当

せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

第10番林委員

10番、林です。

議案第18号1番について補足説明いたします。

去る3月16日に事務局職員と現地確認いたしました。

譲渡人と譲受人とは、後日電話にて確認いたしました。

この議案は、以前、空き家に付随した農地として登録されていましたが、空き家解除に伴い、改めて農地権利移動許可申請が出されたものです。

現地は、以前、現地確認に行った時と変わっておらず、少し草が生えておりました。

譲渡人は、遠隔地で農業未経験のため譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、農業は未経験ですが、農業がしたいということで譲り受けることにしたそうです。

必要書類も完備されており、何ら問題も無いと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第18号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が541平方メートルで、申請譲受人が所有者から任されて耕作している農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は遠隔地に居住しているため、該当農地の近隣に居住している譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、家族とともに野菜を栽培するため、譲渡人からの申し出により農地を取得するものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長 (山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第18号2番について補足説明します。

本申請は、親戚同士の贈与による権利移動許可申請になります。

地目は田で1筆591平方メートルを申請するものです。

3月23日、事務局職員と現地確認をしました。

畑地として耕作され、数種類の野菜が作付けされていました。

3月25日、譲渡人とは遠くにお住まいなので電話にて意思確認をしました。

自分では今後も耕作する事ができず、今まで管理してもらっていたので、贈与を申し出たそうです。

3月25日、譲受人とは現地にて現地確認、意思確認をしました。20年ぐらい前から譲渡人から借りて耕作していたそうです。今後も耕作していくそうです。

周辺農地が耕作放棄地となるなか、譲受人の野菜作りの意欲を感じました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第18号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

2ページの議案第19号は、1議案1件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、駐車場・資材置場にするため、申請地を購入し、ダンプトラック6台、バックホウ4台の駐車場として整備するとともに、150平方メートルを管類、鋼材等の置場として、2か所の113

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

平方メートルを真砂土置場、碎石置場として整備しようとするものです。

譲渡人は、県内に住んでおらず管理に困っていたことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛中学校から北西約430メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定まっている第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番歳光委員

8番、歳光です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1番について、3月27日に事務局職員と私と推進委員の3名で申請地の調査を行いましたので報告をいたします。

当日は3名で現地の確認をし、その後譲渡人及び譲受人と電話で話を聞きました。

今回、所有権移転による資材置場、車両置場ということで調査を行いました。

一番気になる所は、付近の道路が通学路指定であることでしたが、譲受人に電話で確認したところ、通学時間を避けて通行すると言われ、一安心したところであります。

また、譲渡人は県外に在住の為管理ができない。

議長（山下会長）

また、隣にある住宅も譲受人の従業員の休憩等一体利用することのことで調査項目に従い調査を行いました。問題ないと思います。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第19号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第19号、番号1番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第20号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

3ページの議案第20号について、ご説明いたします。

それでは、議案第20号別紙1、別紙2をご覧ください。

これらは、3月15日から24日までの間、5地区で「令和5年度最適化活動の目標の設定と令和4年度最適化活動の自己点検・評価の説明会」を開催し、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様にご説明しましたが、今回、議案としてご審議をお願いするものです。

今後、山口県農業会議の確認を受けた上で、公表及び県知事等に報告することとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第20号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」や数値の修正のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思います。

このことを踏まえ、議案第20号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第20号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第21号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」と議案第22号「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について」ですが、これらの規程の改正は関連がありますので一括議題といたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

3ページの議案第21号及び議案第22号の規程の改正の主なものについて、一括してご説明いたします。

これらの改正は、主に、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農業経営基盤強化促進法、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律、農業委員会等に関する法律等の一部が改正されたことに伴うものです。

まず、議案第21号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」ご説明します。

議案第21号別紙に参考として添付しております周南市農業委員会会長専決規程新旧対照表をご覧ください。

第2条第1号、第3号、第5号、第10号及び第14号の改正は、農

地法や農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い所要の改正をするものです。

第24号を加える改正は、農地利用最適化推進委員の委嘱に必要な募集や評価については、法令に基づき事務局で行い、整理等をしておりましたことから、この実態に合わせて規程を改正しようとするものです。

別紙 周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程をご覧ください。

1 ページの下にある附則の第2項としてこの改正規程に必要な経過措置を規定しています。

次に、議案第22号「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について」です。

議案第22号別紙に参考として添付しております周南市農業委員会事務局規程新旧対照表をご覧ください。

第4条第1号及び第5号の改正は、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律、農業委員会等に関する法律の改正に伴い所要の改正をするものです。

別紙 周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程をご覧ください。

2 ページの下にある附則の第2項としてこの改正規程に必要な経過措置を規定しています。

以上でございます。

議長（山下会長）

議案第21号及び議案第22号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第21号及び議案第22号について採決を行います。

両議案とも原案どおり可決することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第21号及び議案第22号は、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第23号「令和5年度周南市農業委員会事業計画の策定について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

3ページの議案第23号について、ご説明いたします。

別紙のとおり、「令和5年度周南市農業委員会事業計画」をまとめましたので、本事業計画を策定することにつきまして、ご審議を求めます。

本文は3ページから始まりますが、3ページ、4ページでは、本市の農業及び農業者の公的代表機関として事業展開するにあたっての基本方針及び6つの事業方針を述べ、重点事項として「(2) 地域計画の策定に向けた協力」を新たに加えています。

5ページ、6ページは、会議の開催・出席として総会の日程等の組織運営に関することを記載しています。

7ページから17ページが、メインの活動計画で、先にお伝えした基本方針、重点事項のもと、(1) 農地等の利用の最適化を推進する活動、(2) 地域計画の策定に向けた協力、(3) 農地法等関係活動、(4) 組織活動、(5) 研修活動、(6) 情報提供活動、(7) 日常活動、(8) その他の活動、の8つの活動を実行する計画としています。

18ページは、年間活動計画表として主要事業のスケジュールを記載し、参考として、19ページに農業委員会に係る条例・規則・規程・要綱・要領の一覧を、最後の20ページに農業委員会の組織図を掲載し、全体として「事業計画」としております。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第23号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任をいただきたいと思います。

このことを踏まえ、議案第23号について、採決を行います。

承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第23号は承認することに決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第16号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

4ページから7ページまでの報告第16号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は8件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第16号を終わります。

続きまして、報告第17号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページの報告第17号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用

するもので、許可は不要とされています。

今回は、3件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第17号を終わります。

続きまして、報告第18号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9ページの報告第18号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設への転用の1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第18号を終わります。

続きまして、報告第19号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

10ページ、11ページの報告第19号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするも

ので、許可は不要とされています。

今回は、6件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第19号を終わります。

続きまして、報告第20号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページから16ページの報告第20号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、20件です。

すべて農地法施行規則第53条第15号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第20号を終わります。

続きまして、報告第21号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

17ページの報告第21号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は2件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第21号を終わります。

続きまして、報告第22号「農地改良の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

18ページの報告第22号は、農地の利用増進又は保全その他の農業経営の改善のために、農地改良を行う場合において、事前に農業委員会に届出するもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第22号を終わります。

続きまして、報告第23号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

19ページ、20ページの報告第23号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業

委員及び農地利用最適化推進委員 3 人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員 3 人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は 5 件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

なお、番号 2 番の農振農用地の土地は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第 2 項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業振興地域整備計画については、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第23号を終わります。

続きまして、報告第24号「令和 5 年度周南市農業委員会の予算について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

21ページの報告第24号は、令和 5 年度周南市予算が成立しましたので、別紙のとおり、周南市農業委員会の予算について、ご報告いたします。

歳出の主なものは、別紙の 2 ページの中ほどの、農業委員会委員報酬及び農地利用最適化推進委員報酬で、前年度とほぼ同額となっています。

また、下のほうの、印刷製本費31万 9 千円と手数料12万 8 千円は、単独での「農業委員会だより」の発行に関するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第24号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和5年第4回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

閉会（午前10時45分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年4月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 秋 貞 啓 子

委 員 藤 井 孝